

知って得する!

法律コラム



弁護士 大友竜亮

従業員が横領しました。どのように対応したらよいでしょうか。

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の太友です。従業員による横領が発覚したがどうしたらよいか、という相談を受けることがあります。

本日は、従業員による横領が発覚した場合の企業の対応を解説します。

2 本人が気づかないように事前調査をする

従業員の横領が疑われる場合、まずは本人に気づかれないように証拠を確保することが重要です。本人に気づかれてしまうと、証拠を消されてしまったり隠されてしまったりすることがあります。証拠がないにもかかわらず解雇や告訴を行ってしまうと、解雇無効の主張や損害賠償請求を受ける可能性があります。したがってまずは本人に気づかれないように書類やデータを集めたり、第三者に調査を行ったりして証拠を集めることが必要です。

3 本人からの事情聴取の上、横領金額を記載した書類を作成し本人に署名させる

証拠の収集ができれば、本人を呼んで事情聴取をします。その際にきちんと証拠を示すなどして横領したことを認めさせ、横領した金額を記載した書面の作成を行います。1回目の聴取の際には、正確な金額の把握が出来ていないこともあります。横領した金額の大枠を認める書類までは作成します。

4 個別の取引をさらに本人から確認し、具体的な一覧表を作成して本人に署名させる

横領金額の大枠を認めさせた後は、個別の取引についてさらに本人に確認をしていきます。横領は1回限りではなく、10回、20回、30回とたくさんの取引があることがあります。個々の取引を一つずつ確認していき、具体的にいつ、いくら、どのような取引を行っていたのかなどの一覧表を作成していきます。最終的には横領行為の一覧を記載した書面に署

名させて、横領行為のすべてを認めさせた書類を作成します。

裁判所や警察は、一つ一つの横領行為ごとに、いつ、いくら、どのような方法で行われたのか、その裏付けの証拠があるかどうかを重視します。

5 返済の協議をする

一括返済がない場合には刑事告訴を検討する旨伝えて、まずは一括返済を請求します。一括で返済を受けることができればお金の面では解決です。一括で返済を受けることが難しい場合には、分割払いを検討します。分割払いの際には、連帯保証人をつけたり、自宅などの不動産を担保に入れたりして、回収可能性を高めることが重要です。

6 刑事告訴について

実際に刑事告訴をするかどうかは、メリット・デメリットを踏まえたうえで慎重に判断する必要があります。刑事告訴を行ったとしても、刑事手続きが進まなかったり、進んだとしても数年かかってしまったりすることもあります。そして、企業側も被害者として警察の事情聴取を受けることになり、時間と労力がかかります。また、無事に刑事手続きが進んで従業員が刑務所に入った場合には、本人は働けなくなるため、横領した金額の回収をすることが困難になってしまいます。刑事手続きを進めるか、返済をさせるか、どちらを優先するかを検討する必要があります。

7 さいごに

本日は従業員による横領が発覚した場合の対応を解説しました。本日解説したこと以外にも、横領の調査中に従業員を自宅待機にするかどうかや懲戒処分の進め方などは専門的な判断が必要になってきます。万が一従業員による横領が発覚した場合は、弁護士に相談されることをお勧めします。